

平成 21 年度の法改正に伴い、下記のとおり、本文中の表記の変更をお願いいたします。

1. 雇用保険料率（平成 21 年 4 月 1 日改定）

（1）84 頁 図表 4-3 雇用保険料率 下表に読み替えて使用します。

	保険料率	事業主負担分	被保険者負担分
一般の事業	11 / 1000	7 / 1000	4 / 1000
農林・水産・清酒製造業	13 / 1000	8 / 1000	5 / 1000
建設の事業	14 / 1000	9 / 1000	5 / 1000

2. 労災保険率（平成 21 年 4 月 1 日改定）

（1）85 頁、148 頁資料 17 の労災保険率を下記の東京労働局ホームページに記載の内容に読み替えます。

<http://www.roudoukyoku.go.jp/seido/hoken/index.html>

3. 雇用保険の基本手当の日額、高年齢雇用継続給付の支給限度額等の変更（平成 21 年 8 月 1 日より適用）

（1）81 頁「メンテナンスについて」

「（5）60 歳到達時賃金月額の限度額」の上限額が「44 万 6,700 円」に、下限額が「6 万 1,500 円」に

「（6）高年齢雇用継続給付の支給限度額」が「33 万 5,316 円」に、最低限度額が「1,640 円」に

本文 49～51 頁、84～85 頁中の該当する箇所を読み替えて下さい。

（2）134～139 頁「資料 12 60 歳台前半の在職老齢年金 - 高年齢雇用継続基本給付金 早見表」

みなし賃金月額（最下段）の「451,800」円（平成 19 年 8 月～平成 20 年 7 月）または

「449,400」円（平成 20 年 8 月～平成 21 年 7 月）を「446,700」円に読み替えて下さい。

138～139 頁において、みなし賃金月額 446,700（修正後）と賃金月額 280,000 から賃金月額 330,000 までの支給額及び年金停止額の値を、下記の表の数値（黄色の部分）に読み替えて下さい。

賃金月額(円)		280,000	285,000	290,000	295,000	300,000	305,000	310,000	315,000	320,000
446,700	支給額	35,952	32,690	29,435	26,167	22,890	19,612	16,368	13,073	9,824
	年金停止額	14,385	14,385	9,157	9,157	9,157	9,157	6,126	3,928	3,928

賃金月額(円)		325,000	330,000
446,700	支給額	6,565	3,300
	年金停止額	3,928	0

以上